

令和 2 年 12 月
一橋大学法学研究科

新型コロナウイルス感染症に関する一橋大学大学院法学研究科

法学・国際関係専攻入学試験における対応（12/15 更新）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点、および感染拡大を受けての社会情勢等に鑑み、2021 年度入学試験（2020 年度に実施される入学試験）のうち、2021 年 2 月 4 日（木）から 5 日（金）にかけて実施する修士課程入学試験および 2021 年 3 月 1 日（月）から 2 日（火）にかけて実施する博士後期課程入学試験について、以下のとおり対応いたします。

（1）外国語・論文試験（修士課程入学試験は 2021 年 2 月 4 日（木）、博士後期課程入学試験は 2021 年 3 月 1 日（月）実施）について

出願者が以下の理由で大学院入学試験の当日試験会場に来られない場合、辞退となります。本学では外国語・論文試験に関する代替措置は予定していません。また、既納の検定料は返還できません。

- ①渡航のためのビザなどが取得できない場合
- ②滞在国からの出国または日本への入国が認められない場合
- ③日本に入国後、待機措置の期間（14 日間）を終了していない場合
- ④新型コロナウイルスに罹患（りかん）し治癒（ちゆ）していない場合、または新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認められる場合

なお、大学等を受験する目的での外国人入学志願者の来日については、令和 2 年 10 月末より「レジデンストラック」による入国が可能となっておりますが、この手続きに必要な「身元保証書」の発行は本学では行っておりません。

（2）口述試験（修士課程入学試験は 2021 年 2 月 5 日（金）、博士後期課程入学試験は 2021 年 3 月 2 日（火）実施）について

出願者が以下の理由で大学院入学試験の当日試験会場に来られない場合は、代替措置を講じます。

- ①渡航のためのビザなどが取得できない
- ②滞在国からの出国または日本への入国が認められない場合
- ③日本に入国後、待機措置の期間（14日間）を終了していない場合
- ④新型コロナウイルスに罹患（りかん）し治癒（ちゆ）していない場合、または新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認められる場合
- ⑤その他、①～④に準ずる場合であって、研究科長が相当と認めた場合

該当する方は、以下の手続きを行ってください。

・①、②の場合は試験当日の日本時間で午前7時まで、③、④、⑤の場合は試験日から1週間以内までに法学研究科事務室にメールを送付してください。

・件名は「入試受験希望（氏名）」とし、志願票に記載したメールアドレスからメールを送信してください。

・本文に、出願した選考名と当日試験会場に来られない理由を記載してください。

・④の場合は、罹患（りかん）した者にあつては診断書（病名、加療期間（欠席した試験日を含む）が記載されたもの）等、濃厚接触者については申告書（様式自由）を、それぞれメールに添付してください。

代替措置に関する詳細は、送付されたメールに事務室からの返信でご案内します。